

## 江東区保育入園事務一部業務委託 プロポーザル実施要領

### 1 事業の趣旨・目的

江東区では今後区民に対して、さらなる保育サービスの提供を実施するにあたり、保育入園事務のうち、主に窓口受付、電話対応及びデータ入力を委託することにより、保育事務の効率的な運営を目指している。

保育入園事務一部委託を実施するにあたり最も適した者を公募型プロポーザル方式で選定するため、その手続きについて必要な事項を定めるものとする（以下「本プロポーザル」という。）。

### 2 業務概要

- (1) 業務名 江東区保育入園事務一部業務委託
- (2) 業務内容 別紙「江東区保育入園事務一部業務委託企画提案仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日  
※ただし、業務実績が良好かつ仕様に変更がない場合、契約を2回まで更新することができる。決定事業者において、契約内容に反する行為等があった場合、そのほか事業者の責めに帰すべき理由により、契約内容の履行が不可能と区が判断した場合には、次年度以降の契約を締結しないことがある。
- (4) 委託上限額 92,594,700円（税込）  
※ただし、本事業の実施及び予算額については、令和7年第1回区議会定例会における令和7年度当初予算の議決を前提としているため、変更する可能性がある。  
※委託上限額を超えた見積価格の提案は無効とする。

### 3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと、及び同条第2項による措置を現に受けていないものであること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。

- (4) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27江総経第3281号）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 江東区における競争入札参加資格を有すること（東京電子自治体共同運営「電子調達サービス」による）。
- (6) プライバシーマーク、ISMS、ISO9001、のいずれかの認証を有すること。
- (7) 東京都内または近県（千葉県、埼玉県または神奈川県）に事業所（支店を含む）を有すること。

#### 4 スケジュール

- (1) 実施要領の公表期間  
令和7年1月14日（火）～令和7年2月14日（金）
- (2) 質問受付期間  
令和7年1月14日（火）～令和7年1月31日（金）午後5時厳守
- (3) 質問回答日  
令和7年2月6日（木）
- (4) 参加表明書の提出期限  
令和7年2月12日（水）午後5時厳守
- (5) 企画提案書提出期限  
令和7年2月14日（金）午後5時厳守
- (6) 第一次審査  
令和7年2月26日（水）
- (7) 第二次審査  
令和7年3月5日（水）
- (8) 最終選定結果通知  
令和7年3月10日（月）

#### 5 参加手続

- (1) 実施要領の公表
  - ア 公募期間：令和7年1月14日（火）～令和7年2月14日（金）
  - イ 公募方法：区ホームページにて公表  
(区ホームページ：<https://www.city.koto.lg.jp/280308/proposal/r6.html>)
- (2) 質疑・回答
  - ア 質問受付期間：公募開始～令和7年1月31日（金）午後5時必着
  - イ 質問方法：「【様式4】質問票（江東区保育入園事務一部業務委託）」を用いて、電子メールにより下記「12」に記載の担当まで提出すること。上記以外の方法は受け付けないものとする。

- ウ 回答日 : 令和7年2月6日(木)  
エ 回答方法 : 質問への回答は区ホームページに掲載し、個別の回答は行わない。

(区ホームページ : <https://www.city.koto.lg.jp/280308/proposal/r6.html>)

- オ その他 : 現行事業者の配置人数や雇用形態等の勤務体制、研修内容、マニュアル等の事業者選定の成果物に関する質問については、参加希望者の知見と判断による提案を求める観点から回答は行わない。

### (3) 参加表明書の提出

- ア 提出期限 : 令和7年2月12日(水) 午後5時厳守  
※提出期限後に到着した書類は無効とする。  
イ 提出方法 : 持参(平日の午前9時~午後5時) 又は郵送  
※持込み先及び郵送先は、下記「12」に記載の担当部署まで  
※あらかじめ電話で来庁日時又は発送日及び郵送方法を連絡すること。

### (4) 企画提案書の提出

- ア 提出期限 : 令和7年2月14日(金) 午後5時厳守  
※提出期限後に到着した書類は無効とする。  
イ 提出方法 : 持参(平日の午前9時~午後5時) 又は郵送  
※持込み先及び郵送先は、下記「12」に記載の担当部署まで  
※あらかじめ電話で来庁日時又は発送日及び郵送方法を連絡すること。

## 6 提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下のとおり書類を提出すること。提出にかかる費用は参加者が全額を負担し、資料の返送は行わないものとする。なお、企画提案者が特定出来るような社名、個人名等については正本のみに記載することとし、副本には記載してはならない(該当箇所へのマスキング可)ものとする。

- (1) 参加表明書 【様式1】 正本1部  
(2) 参加資格等確認書 【様式2】 正本1部  
(3) 会社概要書 【様式3】 正本1部  
(4) 価格提案書(見積書) 【任意様式】 正本1部

※仕様書の内容を踏まえて必要経費を算出し、準備期間と本稼働期間の積算内訳を可能な限り詳細かつ明瞭に記載すること。

- (5) 企画提案書 【任意様式】 正本1部 副本5部

※真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を

記載しないこと。

- (6) プライバシーマーク等の証明書類 正本1部

※提出時期については、スケジュールのとおり

※提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、開示対象になる場合がある。

## 7 企画提案書の作成方法

- (1) 表紙は、題名に「江東区保育入園事務一部業務委託企画提案書」と記載し、提出日、企画提案者名についても記載すること。ただし、企画提案者が特定できるような社名、個人名等については、正本のみに記載することとし、副本には記載しない（該当箇所へのマスキング可）こと。
- (2) 表紙及び目次を除く、A4サイズ50ページ以内で作成し、必ずページ番号を付すこと。なお、表記の都合上、一部A3サイズを含める必要がある場合は、A3サイズ1ページは、A4サイズ2ページ分とみなすこととし、紙ファイルに綴じの際に、A4サイズに折って綴じること。
- (3) 印刷方法は、片面・両面、カラー・モノクロを問わない。
- (4) 横書きとし、たて左綴じで作成すること。
- (5) 企画提案書の内容は別紙「企画提案書記載内容詳細」を参照すること。

## 8 評価方法

- (1) 評価基準  
別紙「選定評価基準」のとおり
- (2) 選定委員会  
江東区保育入園事務一部業務委託候補事業者を選定するため、江東区保育入園事務一部業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- (3) 評価方法  
企画提案書・価格提案書・プレゼンテーション及びヒアリングについて、選定評価基準に基づいて、評価する。
- (4) 第一次審査（書類審査）  
提出書類について「選定評価基準」に基づき採点を行い、採点が高い事業者から順に3事業者を第二次審査対象者として選定する。  
第一次審査の結果は、令和7年2月27日（木）までに全ての参加事業者電子メールにより通知し、併せて、第二次審査対象者には日時、場所等詳細を通知する。  
電子メール発信日の同日付で、全ての参加事業者宛に書面による通知を発送する。
- (5) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

本業務を受託した際に携わる担当者が出席し、企画提案書に沿って説明を行うこと。その際のスクリーンとプロジェクター及びHDMIケーブルは区が用意する。企画提案者はHDMIケーブルによる出力が可能なパソコンを用意すること。なお、プレゼンテーション用に資料を別途用意する場合は、第一次審査で提出した企画提案書と内容の相違がないようにすること。

1事業者あたり50分（プレゼンテーション15分、ヒアリング30分、その他準備時間等5分）程度とし、参加人数は3名までとする。

(6) 候補者の選定方法

(ア) 委員会は、提出された資料について、選定評価基準に基づき、公平かつ厳正に総合的に評価を行い、区の事業目的に最も即した提案であると認める事業者を契約交渉の相手方の候補者に選定する。

(イ) 失格者を除いた者の内、(4)(5)の総合点が最も高い者を、契約交渉の相手方の候補者として選定する。

(ウ) 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約交渉の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で、価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約交渉の相手方の候補者として選定する。

(エ) ア、イに関わらず、総合点が6割未満の場合は、候補者として選定しない。

(7) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

(ア) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

(イ) 企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

(ウ) 価格提案書の金額が委託上限額を超える場合

(エ) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

(オ) 評価に関わる委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

(カ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 9 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、契約締結後速やかに、下記項目において区ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

(区ホームページ：<https://www.city.koto.lg.jp/280308/proposal/r6.html>)

### 【公表事項】

(1) 候補者の名称、総合点及び選定理由

(2) (1)以外の参加者の名称及び総合点

※(1)以外の参加者の名称は、ABC表記とし、総合点は点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

## 10 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と江東区との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結する。
- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

## 11 その他

- (1) 参加表明書の提出後に本プロポーザルの参加を辞退する場合は、【様式5】提案辞退届を速やかに提出すること。  
参加表明書が提出期限までに提出されなかった場合は、企画提案書を提出することができない。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) すべての提出書類は提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、江東区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 本プロポーザルの参加に係る費用は、全て、参加事業者の負担とする。
- (6) 郵送及び電子メール等の事故については、区はいかなる責任も負わない。
- (7) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (8) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ江東区の承諾を必要とする。
- (9) 審査期間中の審査内容についての問い合わせは一切応じないものとする。
- (10) 契約に当たっては、委託候補事業者の提案内容に基づき仕様内容を協議し決定する。

## 12 担当

江東区こども未来部保育支援課保育サービス係 大熊・鈴木・片山・丸山

電話：03-3647-4934

メール：2702030@city.koto.lg.jp

郵送先：〒135-8383 江東区東陽四丁目11番28号

江東区こども未来部保育支援課保育サービス係宛